# 令和7年度 多摩市社会福祉協議会 子ども・若者応援助成金募集について

子ども・若者応援助成金は、多摩市内で生活困窮等子ども・若者が、地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりや支援などの取り組みを行う団体に対して、事業助成金を下記の日程で、助成金の交付申請を受け付けます。

1. 助成条件

### 〇助成対象団体:助成対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たすもの。

- (1) 多摩市内の子ども・若者を対象とした事業をおこなうこと。
- (2) 多摩市民が運営に携わり、代表者、運営スタッフ及び協力者等の人員が確保できること。
- (3) 事業開催時には、常駐できる責任者を配置し、安全面及び衛生面について適切な配慮がなされていること。
- (4) 事業対象となる子ども・若者(以下「事業対象者」という。)の費用負担が無料又は実費程度のものであること。
- (5) 事業対象者の個人情報が適切に管理されていること。
- (6) 地域へ適切な周知を図り、事業対象者の参加を促す取り組みを行えること。

## 〇助成対象事業:子ども・若者の支援を目的とした事業で、且つ次に掲げる事業

- (1) 食事等提供事業
- (2) 学習支援事業
- (3) 多様な体験機会等提供事業



タマボラ君

## 2. 助成内容 **助成対象期間 令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)**

助 成 內 容	助成上限額
【事業助成金】	
子ども・若者を支援する事業(毎年度1団体1事業限りとする)	3 万円
【立ち上げ・事業継続支援助成金】	
設立2年目以内の団体が、これから継続して行おうとする子ども・若者の支援事業など継続発展を目的とした	5 万円
事業(但し、申請は1団体1回限りとする)	

#### 3. 申請方法

- ①子ども·若者応援助成金交付申請書(第1号様式)
- ②事業計画書(第2号様式)
- ③収支予算書(第3号様式)
- ④団体の活動が分かるのもので、会則、役員名簿及び事業内容を 説明したもの
- ※上記 1.~4.まで全て準備の上、多摩ボランティア・市民活動支援 センター窓口までご提出ください。
- ※ご提出いただく書類は、必ず控えをとって保管してください。不明点などがある場合、後日確認させていただきます。



令7年4月1日 (火) ~ 4月25日 (金) までに多 摩ボラセンへ提出

※郵送の場合も25日必着

#### お問合せ

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 多摩ボランティア・市民活動支援センター 〒206-0011 多摩市関戸 4-72 ヴィータ・コミューネ7階 (電話) 042-373-6611 (FAX) 042-373-6629 https://tama-shakayo.jp